

調査契約書

※別紙重要事項説明書もご確認の上、太枠内にご契約者ご本人の自筆でご契約ください。

ご契約年月日 平成 年 月 日

御契約者	氏名	フリガナ	生年月日	性別
			明大 昭平	1. 男 2. 女
	住所	フリガナ	年 月 日生 () 歳	
				(アパート/マンション名等)
	電話	都道 府県	区郡 市	
	勤称	フリガナ	呼出時間 ～	携 帯
	勤務		電話	呼出時間 ～
	先住所	フリガナ		
				(ビル名等)
		都道 府県	区郡 市	

依頼者（以下「甲」という）と

（以下「乙」という）は甲が乙に対して依頼する調査に関し、次の契約条項の説明を受けた後承認し同契約を締結します。

（調査料金）

甲は調査料金を本契約成立時に全額支払うものとします（契約内容の変更や延長などにより追加料金が発生した場合も同様とします）。但し、本契約書に支払い期日を設けた場合には、期日までに全額支払うものとします。

- （延長料金）本契約の調査内容・期間を超える調査が必要な場合には、甲乙双方合意のもと、延長調査を行うものとする。この場合、延長料金を算定し別途請求致します。
- （諸経費）本契約で、諸経費を調査料金に含むと約した場合を除き、交通費・宿泊費・高速料金・通信費・店の出入り・機材使用料・車両費などの諸経費は別途請求致します。

（調査料金の変更）

乙は甲による調査内容の変更申し出があった場合には、調査料金の増額を申し出ることが出来ます。この協議が成立しなかった場合には当初の契約内容の範囲以外の調査義務を負いません。

（成功報酬）

乙が、調査料金以外に成功報酬の額を提示して契約した場合、甲は調査後に所定の報酬額を速やかに支払うものとする。また、調査に着手した後、調査活動と関係なく目的が達成された場合は調査が終了したものと看做します。この場合、甲は調査料金の減額及び返還請求が出来ません。

（契約の解除・変更）

甲は本契約成立後は原則として契約解除・変更は出来ません。但し、下記記載の違約金を支払う事により解除・変更をする事が出来ます。

- 調査着手前の場合は調査料金の20%。着手後の場合は、調査料金の全額とします。調査準備・待機・下見・予備調査を行った場合は調査に着手したものとします。
- 調査開始が当初予定日より、甲側の都合により30日以上延期された場合には当該調査を終了したものと看做し、受領した金銭は一切返還致しません。
- 乙は公益上又はやむを得ない状況により契約解除を行う場合には調査中止までに要した費用を控除し清算します。

（調査利用目的の確認）

調査（報告内容）の利用目的が、下記事項でないことを個々に認めます。

1. 社会的差別の原因となるもの
2. ストーカー行為目的
3. DV法にかかる被害者の所在調査
4. 盗聴・盗撮行為目的
5. 各種法令に抵触する可能性のある調査目的等
6. その他公序良俗に反する調査目的等

（探偵業務の委託）

依頼に係る探偵業務を当事務所の外部へ委託する必要がある場合、その業務が実施される地域などに関わりなく、その業務の全部または一部について、再委託することが出来るものとします。この場合、当事務所は、当該第三者による業務遂行についての監督責任を負うものとします。また、この際は依頼者の氏名・住所・職業等の個人情報、再委託先事業者へは原則として通知致しません。但し、通知しない事により調査業務に支障を来す場合又は、知られてしまう事が業務上やむを得ない場合は、事前に依頼者の承諾を得る事とします。

（探偵業務に関し作成、または取得した資料の保管と処分）

1. 依頼に係る調査に関して作成され、取得した資料（調査報告書及びその原稿、調査の過程で作成されたメモ、各種証明書類、証拠写真、ビデオテープ、録音テープ、その他電磁的記録について、依頼者に報告したことにより利用目的を達成したものについては、速やかに破棄することとします。
2. 依頼に係る「調査契約書」「重要事項説明書」の2書面ににつきましては、契約終了後、当事務所にて5年間厳重に保管され、以降期間を経過したものについては、シュレッダー等を用いて確実に破棄することとします。

（本契約書の保）本契約書は2通作成し、契約者双方が各1通を保管する事にします。

名称 総合調査コンシェルジュ東海
サイト名 集団ストーカー相談調査センター
住所 愛知県岩倉市栄町1-110-2B
電話番号

代表者 月居 優弥
探偵業届出 愛知県公安委員会第